

第4回運営協議会での質疑に対する回答・対応

【質問・意見】

在宅医療・介護連携の推進(資料 3-1 第 4 回介護保険運営協議会 P61)において、市内の在宅医療機関の所在地、医師数、患者数等について。

【回答】

前回、5医療機関と回答しましたが、R5.6 月に「元気クリニック久喜」が開院していたため、6医療機関に訂正いたします。

久喜市在宅診療専門医療機関			
No.	名称	診療科目	所在地
1	久喜在宅クリニック	内、整、精、緩和ケア科、心内	久喜市久喜北1-12-10
2	久喜東クリニック	内、精	久喜市青毛4-3-12くさ翔裕館1階
3	元気クリニック久喜	総合診療科	久喜市久喜中央2-3-27
4	県西在宅クリニック 久喜駅前	内、精	久喜市久喜東2-35-5M&Mビル1階
5	ふたば在宅クリニック	内、呼内、循内、消内、脳神経内科、泌、整、リハ、腫瘍内科、緩和ケア科、皮、精	久喜市久喜東1-2-5東山ビル3階-A号室
6	本町在宅クリニック	総合診療科	久喜市本町3-16-23

名称	医師数		患者数※	訪問診療数※※
	常勤	非常勤		
久喜在宅クリニック	1	1	118	250
久喜東クリニック	1	4	482	900
元気クリニック久喜	1	3	82	222
県西在宅クリニック 久喜駅前	2	8	650	1,400
ふたば在宅クリニック	7	10	800	1,600
本町在宅クリニック	3	2	86	270

※ 患者数は、利用している患者の実数

※※ 訪問診療数は直近1か月の間に対応した延回数

*国の規定により、直線16km圏内までが対象地域となるため、久喜市以外にも上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、白岡市、羽生市、加須市、古河市などへも出向いている。

*訪問診療は、基本的に月2回で計画されるが、状態が安定していて患者家族からの希望があれば、月1回になることもある。逆に状態が不安定であれば、月4回で計画し、それ以外は往診を行っている。

*患者数に応じて、計画的に医師の補充を行うなどしているため、医師が不足して対応を断ることはない。

【質問・意見】

2040年問題にどのように取り組んでいくのか。

【これまでの質疑応答】

質疑	応答
2040年問題に対する備えについて、ビジョンを示してほしい。	2040年に対する備えについては、基本理念で掲げている「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で 健幸で 安心して暮らせるまち」がビジョンにあたります。
基本理念はビジョンではなくてスローガンではないのか。	基本理念がビジョンと考えています。
施策の方向性、それに続く主な取り組みについて、2040年に向かって実施する主な取り組みを具体的に示す必要があるのではないのか。	第4回資料3-1、51ページと52ページに施策の方向性、主な取り組みということで掲載しています。また、主な取り組みの部分については、第4章の方でその詳細を掲載しています。施策の方向性、それに続く主な取り組みを実施していくことで2040年への備えを継続していきます。
2040年問題を解決するのは、このビジョンから始まって基本目標、施策の方向性、主な取り組みが2040年まで普遍的なものだということか。これが2040年まで耐えられるものなのか。	普遍的なものかどうかは現時点ではお答えしかねますが、第9期計画の3年間で進めていく施策としてはこちらになります。
3年間のことだけならいいが、2040年問題と言っているのにその問題にどのように取り組んでいくのか、中長期的なものが見えていない、もしくは曖昧になっているのではないのか。	【次ページで回答】

【他委員からの意見】

2040年問題については、現時点で行政マンとして答えられるのはこれが精一杯ではないか。先の2040年を見据えたとして、その時点にならないと何が課題なのかというのはわからないのだから、現時点で捉えるとこれでいいのではないか。

今は計画を作ることが前提であって、この中身の2040年の軸はどうだという議論をしても進まないのではないか。

【回答】

「2040年問題」とは、生産年齢人口が急激に減少していくなかで、高齢者の人口がピークを迎えることで、起こりうる諸問題の総称であり、社会保障費の増大や労働力(人材)不足だけでなく、インフラや公共施設の老朽化などの課題も含まれます。このようなことから、高齢者福祉や介護保険制度のみならず、社会全体の問題と考えております。

これに対し、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間※が計画期間であり、2040年を見据えた中で、これまで取り組んできた施策を基本としながら、更なる充実・推進を図る内容としております。

このようなことから、本計画の中で「2040年問題」に対してという形で言及することや具体的な取り組みを記載することは考えておりません。

※介護保険事業計画は、3年毎に策定するものとされ(介護保険法第117条第1項)、老人福祉計画(高齢者福祉計画)と一体のものとして作成されなければならない(介護保険法第117条第6項)とされています。

【質問・意見】

施策の体系図等について、喫緊の課題、優先順位の表現について

【回答】

ご意見をふまえ、53ページの「図表 施策体系」の施策の方向性の中で、特に重点を置き取り組む5項目に、「重点」という表記を加えました。

なお、基本目標や施策の方向性の配置(順番)については、項目ごとに内容や関連性をふまえ、整理、分類し配置しており、優先順位はございませんので、原案のとおりとしました。